

浄化槽工事業廃業届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出人

年 月 日埼玉県知事（登 ）第 号により登録を受けた

浄化槽工事業者 は

したので、浄化槽法第26条の規定により届け出ます。